

1 1 9・1 総合防災訓練

(1) 目的

大正12年に発生した関東大震災に因んで制定された「防災の日」に合わせて、災害対策基本法第48条、宮城県地域防災計画及び亘理町地域防災計画に基づき、大地震等の災害発生時において、防災関係機関・各種団体及び地域住民が一体となり、迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう相互の協力体制の確立を図るとともに、併せて地域住民の防災意識の高揚と防災技術の習得を図ることを目的とする。

(2) 日時

平成26年8月31日（日） 午前9時から正午まで

(3) 場所

亘理中学校ほか

(4) 主催

宮城県、亘理町

(5) 協賛

公益財団法人宮城県消防協会、山元町、亘理地区行政事務組合消防本部

(6) 訓練参加機関及び団体

宮城県、宮城県仙台地方振興事務所、亘理町、亘理町区長会、亘理町民（自主防災組織など）、陸上自衛隊第2施設団、自衛隊宮城地方協力本部、仙台管区气象台、東北管区警察局宮城県情報通信部、宮城県警察本部、宮城県警察広域緊急援助隊、宮城県警察航空隊、宮城県亘理警察署、亘理地区行政事務組合消防本部、緊急消防援助隊宮城県隊（仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、登米市消防本部、栗原市消防本部、黒川地域行政事務組合消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、亘理地区行政事務組合消防本部、仙南地域広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部）、仙台市消防航空隊、宮城県保健福祉部医療整備課、宮城県保健福祉部社会福祉課、宮城県経済商工観光部国際経済・交流課、宮城県土木部防災砂防課、宮城県仙台土木事務所、宮城県防災航空隊、日本赤十字社宮城県支部、仙台赤十字病院、石巻赤十字病院、東北大学病院、東北薬科大学病院、仙台市立病院、栗原市立栗原中央病院、登米市立登米市民病院、大崎市民病院、公立刈田総合病院、（独法）労働者健康福祉機構東北労災病院、（独法）国立病院機構仙台医療センター、宮城県医薬品卸組合、東北電力（株）宮城支店、東日本電信電話（株）宮城事業部、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社、KDDI（株）ソリューション東北支社、ソフトバンクモバイル（株）東日本モバイルエリア本部、（公社）宮城県トラック協会、（一社）宮城県LPガス協会、（一社）宮城県建設業協会、宮城県生活協同組合連合会、（社福）宮城県社会福祉協議会、（認定特非）みやぎ災害救援ボランティアセンター、（公財）宮城県国際化協会、仙台コカ・コーラボトリング（株）、仙台トヨペット（株）、（株）トヨタレンタリース仙台、（一社）日本自動車連盟宮城支部、（一財）移動無線センター東北センター、（特非）宮城防災アマチュア無線クラブ、宮城県立亘理高等学校、亘理郡医師会、亘理町消防団、亘理町婦人防火クラブ連合会、亘理町交通安全指導隊、亘理町防犯実働隊、亘理町教育委員会、亘理町立亘理中学校、亘理町立亘理小学校、亘理町立荒浜小学校、亘理町立吉田小学校、亘理町立長瀬小学校、亘

理町立逢隈小学校，亙理町立高屋小学校，亙理町立荒浜中学校，亙理町立吉田中学校，亙理町立逢隈中学校，亙理町社会福祉協議会，亙理町民生委員児童委員協議会，亙理地区まちづくり協議会，荒浜地区まちづくり協議会，吉田西部まちづくり協議会，吉田東部地区まちづくり協議会，逢隈地区まちづくり協議会，FMあおぞら，亙理町災害防止協議会，ヤマト運輸株式会社宮城主管支店，宮城県隊友会亙理支部，国際交流協会わたり，亙理町自主防災会連絡協議会，(株)アオキ，(株)共栄防災，トーハツ県南サービス(株)，日本防災工業(株)

(7) 訓練想定

9月1日(日)午前9時，宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0と推定される地震が発生した。

この地震により，県内全域で震度6弱以上の揺れを観測し，亙理町では震度7に達した。

地震により県内各地で多数の人的被害，建物の倒壊をはじめ道路や橋梁などの土木施設や電力，電話，水道，ガスなどのライフラインにも甚大な被害が生じた。

亙理町内では，家屋が倒壊し，多数の人的被害が発生している。また，数カ所から火災が発生し，折からの強風にあおられ，消火栓が使えないなど断水による消防力低下もあって，延焼拡大による大規模火災の様相を呈している。加えて，地震発生3分後に津波警報が発表され，沿岸部住民の避難が必要となった。

亙理町では，災害対策本部を設置し，住民の救護や被害の軽減に努める一方，県内の応援協定締結市町村に対して応援を求めるとともに，国，県並びにその他の防災関係機関への出動要請を行った。

(8) 訓練の重点及び訓練種目

地震災害時において応急対策の決定，実施等重要な役割を担う宮城県及び亙理町が連携し，一体となった実践的訓練を行うことを重点とし，次のとおり実施する。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 非常招集訓練 | (14) 倒壊住宅救出訓練 |
| (2) 広報訓練 | (15) 倒壊建物救出訓練 |
| (3) 交通規制訓練 | (16) 津波要救助者救出訓練 |
| (4) 警備訓練 | (17) 救援物資輸送訓練 |
| (5) 避難所開設・避難者対応訓練 | (18) 津波要救助者搬送訓練 |
| (6) 災害対策本部設置運用訓練 | (19) 津波孤立者救出訓練 |
| (7) 情報収集伝達訓練・上空偵察訓練 | (20) 道路啓開訓練 |
| (8) 通信訓練・映像伝送訓練 | (21) 火災防ぎょ・遠距離送水訓練 |
| (9) 応援要請訓練 | (22) 仮り橋設置訓練 |
| (10) 初期消火訓練 | (23) 給水訓練 |
| (11) 現地指揮本部設置運用訓練 | (24) 炊き出し訓練 |
| (12) 要配慮者避難救護訓練 | (25) ボランティア活動支援訓練 |
| (13) 救護所設置及びトリアージ訓練 | (26) ライフライン確保訓練 |

※各種展示コーナー

(9) 訓練組織及び指揮

訓練を円滑に実施するため，宮城県知事を訓練統監，亙理町長を訓練副統監，また，亙理町副町長を町災害対策本部長とし，現地訓練会場での総指揮を行い，各指揮は，各関係機関の現地指揮本部があたる。